

議案第 50 号

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月 3 日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

平成21年 4 月 1 日付で組織の見直しを行おうとするものである。

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例

鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中	「 こども部 健康福祉部 環境部 景観部 都市計画部 」	を	「 こどもみらい部 健康福祉部 環境部 まちづくり政策部 景観部 都市調整部 」	に改める。
--------	--	---	---	-------

第2条の表こども部の項を次のように改める。

こどもみらい部

- (1) 子育て支援についての事項
- (2) 青少年育成についての事項

第2条の表環境部の項の次に次の1項を加える。

まちづくり政策部

- (1) まちづくり政策の企画及び調整についての事項
- (2) 都市計画についての事項

第2条の表都市計画部の項を次のように改める。

都市調整部

- (1) 開発事業の調整についての事項
- (2) 開発及び建築の指導についての事項

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(青少年問題協議会条例の一部改正)
- 2 鎌倉市青少年問題協議会条例（昭和34年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。
第8条中「教育委員会事務局」を「この協議会の所掌事務を所管する課等」に改める。
(青少年会館条例の一部改正)
- 3 鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項、第4条第2項及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第2号中「教育委員会が」を削る。

第8条第2号及び第3号、第9条並びに第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会が」を削る。

(手数料条例の一部改正)

- 4 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市計画部関係の款の款名を「都市調整部関係」に改め、同表備考中「市長の部都市計画部関係」を「市長の部都市調整部関係」に改める。